

海外
論文
レポート

排除を許さないために



〈4〉

：改革

グレッグ・マクラウド 著 / 中川雄一郎 訳 (協同総研 / 明治大学)

《お詫びと訂正》

本誌 No. 133 よりマクラウド教授の報告論文「排除を許さないために」を連載させていただいておりますが、編集部の手違いにより間違ったサブタイトルで掲載してしまいました。訂正分は以下の通りです。

連載第 2 回 (No. 134p. 54) 排除を許さないために【サブタイトル】「協同組合の役割」 2

連載第 3 回 (No. 135p. 49) 排除を許さないために【サブタイトル】「変化する状況」 3

お詫びして訂正いたします。(編集部)

いつものことであるが、資本主義、社会主義それに協同組合主義に関わって「主義」(ism)の論議にわれわれを引き込むことになる、社会全体を改革することについての議論よりもむしろ、われわれは社会的変化の主要な作用因 すなわち、協同組合企業であろうと私的株式会社企業であろうと、事業を行なう基本的な組織実体を改革することについて議論したいのである。

われわれは、改革者や左翼陣営の人たちから、巨大企業の弊害について長いこと聴かされてきた。1960年代を生きてきたわれわれにとって、ジョージ・ソロスのような億万長者の資本家から同じような批判を聞くことはショックとしか言いようがない。彼は、『アトランティック・マンスリィ』誌の広い範囲にわたって読まれている論文 (Soros, 1979) のなかで企業システムは基本的な民主主義に対する脅威である、と警告している。さらに

われわれはアメリカ合衆国の元労働長官ロバート・ライクの論文を読んだが、彼は現代の、大規模な国内外の企業を公然と批判している (Reich, 1982)。ライクは、彼の著書やメディアのインタビューのなかで、現代企業経営体は社会に奉仕すべきであるのに、奉仕していない、と指摘している。多くの企業経営体が人員を削減して利潤を増大しているのはまったく異常である、と彼は見ているのである。しかし、現実に政府が採っている措置は事業環境を好転させたり、科学技術を改善したりすることであるが、これでは大規模企業がさらに拡大するのを容易にするだけである。これによって巨大企業は救われるが、一般の市民は救われないのであって、これは「仕事無き回復」と呼ばれる刺激策である。要するに、ライクは、われわれが新しい種類の事業経営体を計画しなければならない、と言っているのである。

普通、資本主義の促進者たちは主要な原動力として個人に力点を置くのに対し、社会主義者たちは国家あるいは一般社会を主要な原動力とみなす (Machan, 1987)。われわれは、個人あるいは国家を变化の作用因とみなし、他方ではまた企業も社会のために貢献する中間的な実体であると考え。そういうものとしての企業は、2つの相補い合う合理性、すなわち、効率的生産の組織的合理性と人間性に役立つ倫理的合理性に従って、機能することができなければならないのである。

ハーバード大学のケネス・グッドパスターは、企業を盲目的な市場の力だけに駆り立てられるとみなすような機械論的企業観に同意しない。彼はこう述べている。「われわれは個人と企業は似かよっていると考え。人間に適用されるものとしての道徳的責任というコンセプトを分析すると、われわれは、社会の作用因としての企業にその道徳的責任を投影することが可能であることに気づくのである」(Goodpaster, 1982:5)。保守主義者、自由主義者それにポスト・モダン主義者も同様に、事業経営体は大抵の政府よりも強力な作用因である、と考えているのである (Berle & Means, 1932; Reich, 1982; Korten, 1995)。

われわれは、法人組織に話が及ぶと、必ずや法の領域に足を踏み入れる。企業の起源を古代ローマ時代に遡って研究し、企業史の古典と称されている書物を著わした尊敬すべき法制史家ジョン・デイビス(1915)は、先ず修道院に、後にギルドに、やがて自治都市や貿易会社に企業としての公的な正当性を与えるために法人形態が利用されたが、それが遂に近代企業形態に行き着いたことを明らかにしている。パーリィとミーンズ

(1932)は企業システムについての批判を行なったが、それはアメリカ人による最初の厳しい批判であった。彼らは、アメリカの企業の主要な欠陥として、企業における所有と経営の徹底した分離を指摘した。彼らはまた1928年にアメリカの事業の展開の価値基準を研究して、この問題に関するその後のすべての研究に先鞭をつけた。アメリカの企業システムについての彼らの予言の大部分は、結局、正しかったのである (Berle, 1932)。事業が企業の唯一の形態であることは、言うまでもない。デイビスは、あらゆる社会は、それが発展するに依りて、公共のニーズを満たす補助的な法人組織にある一般的な機能を委託することがゆくゆくは必要となってくる、と述べている (Davis, 1915:67)。デイビスは、多くの法律の大家と同じように、すべての法人組織は、その存在を国家に負っている、ある意味で公共の目的に奉仕しようとする、ということに同意する。

ゴア(1969)も同意する。ただし、企業は国家の意思に左右される、との見解である。「イギリス法は...譲歩の理論、すなわち、法人組織は国家の譲歩に依存する(法的実体を容認する)ことを実に一貫して採用してきたと思われる(Gower, 1969:22)。ゴアは、法制史の観点から、事業経営体は財あるいはサービスの生産あるいは交換に必然的に伴う人びとの協同・協力組織たるものとされた、と主張している。彼はまた、「株主による企業の所有」とは1つの法的フィクションである、とも述べている。もちろん、サー・フランシス・パーマーのような何人かの法制史家たちも、企業の主要な本分は株主のために利潤を生産することである、とのことには同意しないのである (Palmer, 1910)。

数多くの法学教科書を著わしているゴアは、株式市場を通じてある近代的な会社の株式を購入する何百万という人びとは、いかなる合理的な意味でも、その会社の所有者ではない すなわち、法的フィクションである と次のように強調する。

「帝国化学産業」の100株を所有している株主はその会社の一員であるとしても、その人間を、会社を経営するのに他の社員と協同・協力する者だと評することは1つの夢想である。事業経営は重役たちに、おそらく専務取締役の重役たちに任されるのであって、株主たちは、たとえ一社員にせよ 法律上ではなく 経済的実体としては単なる資本の貸し手にすぎないのであるのだから、資本の貸し手としての彼は、資本に対する報酬を期待するのである ただし、借り手に対するいかなる効果的なコントロールもなしに、期待するのである。
(Gower, 69:9)

ゴアは、この主要な教科書で、イギリスや北アメリカの立法者によって設立された近代企業は法的意志とほとんど何らの関係もない、と書いている。そこで彼は、今こそ企業を改革し、企業をより適切な指導システムの下に置く好機である、と示唆しているのである。

事業経営体は、法人であり、また国家によって創出され、公共サービス すなわち、社会が必要としている財とサービスを持続可能な方法で生産すること の遂行と引き換えにさまざまな特典や利益を与えられる道徳主体なのである。株式の発行とは、企業が投資に基づいた資金を借入する手段である。したがって、収益率はリスクとの関係で

変化するだろう。私は、オープン型投資信託会社を通じて株式市場でゼネラル・モーターズの株式を買って株主になったので、ゼネラル・モーターズを所有しているのだと考えるのは一種の空想である。

すぐ前で述べたことはまたゴアが説明したものと同一観点からも擁護され得る。しかし、われわれはさらに一步進めて、普通株の意味を変更することができるのである。そこでわれわれが言うべきことは、所有権に注意を向けるのではなく、普通株は会員(あるいは組合員)資格と参加を明示している、ということである。私がカナダ・ロイヤル銀行、ヴァンシティ・クレジット・ユニオンの株を所有していようと、あるいはある大規模な小売協同組合の株を所有していようと、そのことは、アソシエーションのどんな現実的な意味においても、私が会員(あるいは組合員)である、ということの意味しないのである。会員(あるいは組合員)という用語は、現実的かつ生産的な方法で経済的な機能に参加する人たちにこそ取っておかれるべきなのである。